

第三管区海上保安本部公示第36号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年9月10日

第三管区海上保安本部長

赤松 宏樹（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名 称 第三管区海上保安本部
国土交通省関東地方整備局 千葉港湾事務所
- (2) 住 所 神奈川県横浜市中区北仲通5-57
千葉県千葉市中央区中央港1-11-2

2 水路測量を実施する区域及び期間

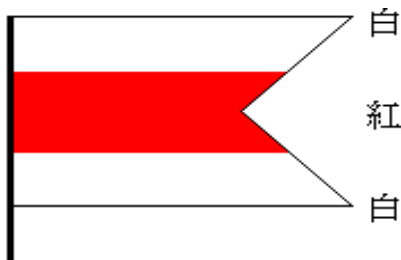
- (1) 区 域 千葉港葛南区（付図のとおり）
- (2) 期 間 令和7年10月6日から令和7年10月31日

3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

- (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



- (2) 三管区水路通報に掲載する。

来年1月より紙による公示は行わない。今後は下記URLよりご確認ください。
<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN3/kanri/surveykouji.htm>

付図

調査区域			土砂投入区域			水路通報土砂投入地		
点名	北緯	東経	点名	北緯	東経	点名	北緯	東経
C1	35° 39' 10.835"	139° 59' 37.839"	①	35° 39' 10.004"	139° 59' 39.184"	(1)	35° 39' 12"	139° 59' 57"
C2	35° 39' 13.294"	139° 59' 59.538"	②	35° 39' 11.968"	139° 59' 56.511"	(2)	35° 38' 57"	139° 59' 59"
C3	35° 38' 55.698"	140° 00' 00.371"	③	35° 38' 56.540"	139° 59' 59.135"	(3)	35° 38' 55"	139° 59' 46"
C4	35° 38' 53.479"	139° 59' 40.791"	④	35° 38' 54.577"	139° 59' 41.809"	(4)	35° 39' 10"	139° 59' 43"

千葉港葛南区水路測量

- 調査区域
- 土砂投入区域
- 水路通報土砂投入地
- 底質判別
- 測線方向

